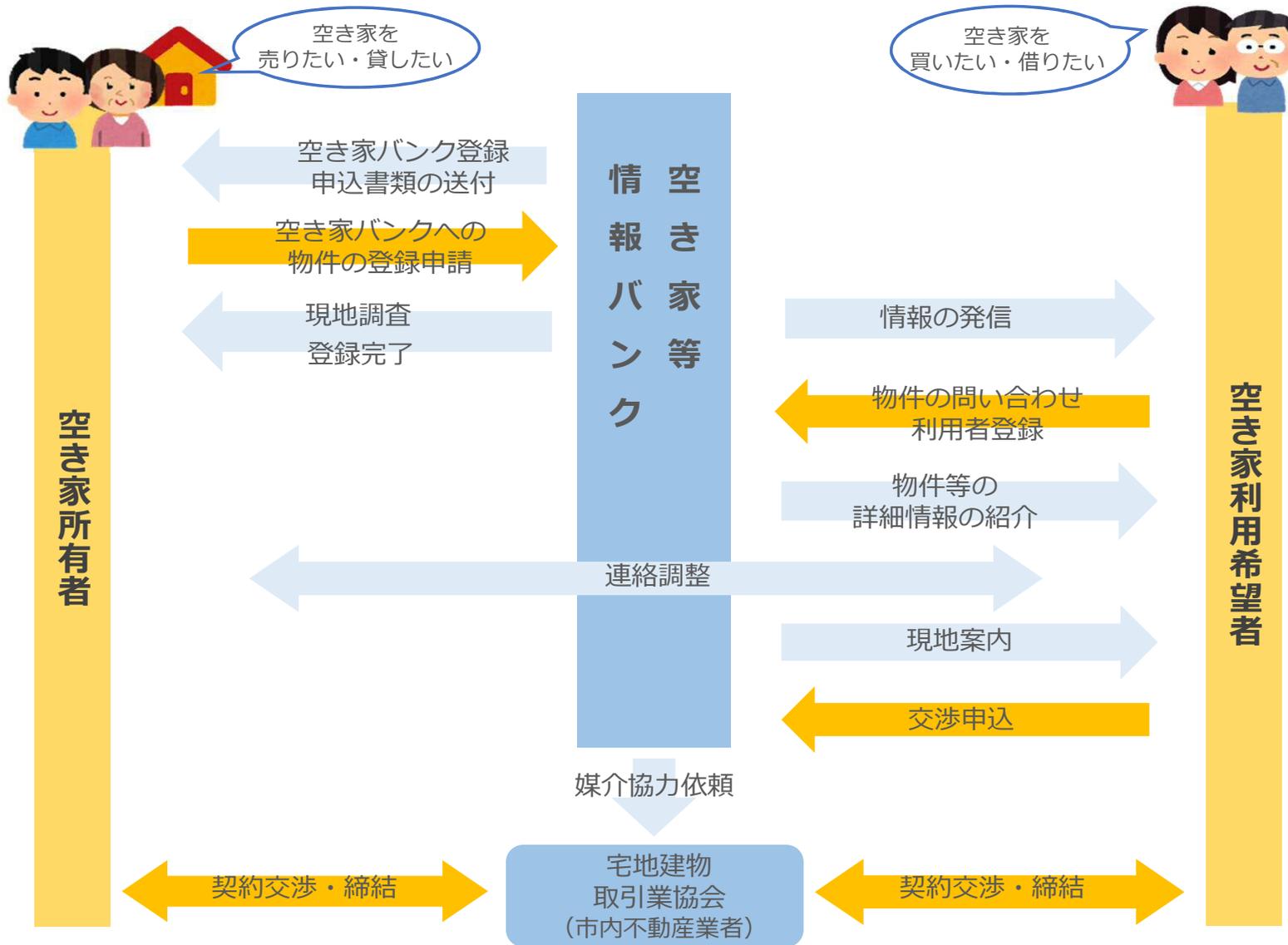


放置するのはもったいない！！

天草市空き家等情報バンク制度

天草市では、市内にある“空き家”や“空き地”の情報を、移住・定住を希望する都市住民など（天草島外に在住の方）に提供するため、『空き家等情報バンク制度』を設けています。



※市は、あくまで物件の紹介のみを行い、交渉・契約の仲介は行っておりません。
 ※空き家等情報バンクに登録後、180日が経過した物件は、空き家所有者の希望に応じて市民への紹介が可能です。

天草市内に活用していない“空き家”や“空き地”をお持ちの方は、
 空き家等情報バンクに登録しませんか？

空き家バンク制度に物件を登録するには…

裏面の登録案内をご覧ください。お気軽にお問合せください。



問い合わせ先

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号
 天草市役所 地域政策課 定住促進係
 TEL : 0969-27-6000
 (電話受付/午前8時30分~午後5時15分まで)
 Mail : iju@city.amakusa.lg.jp



あまくさライフ
 制度概要・物件情報等はこちら

空き家等情報バンク制度の手続きのご案内

登録対象物件

市内に個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物で、居住可能なもの（補修等により居住が可能になるものを含む。）、または、市内にある住宅等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定のものを含む。）であり、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に位置していないもの。

登録申込み方法

- (1) 郵送、または、窓口（本庁地域政策課へ提出）
- (2) 天草市移住・定住サイト「あまくさライフ」からの登録



ネットからの登録はこちら

申込みに必要な書類

- (1) 申込書（様式第1号）及び同意書（様式第2号）
- (2) 空き家等の所有者等が確認できる書類（固定資産税・都市計画税課税明細書の写し、名寄帳の写し等）

申込み後の流れ

- (1) 移住・定住コーディネーターによる現地調査・物件内外の写真撮影（申請者または代理者による立会い）
- (2) 空き家等情報バンクへの登録完了通知の発送（場合によっては、登録却下の通知）
- (3) 天草市移住・定住サイト「あまくさライフ」での情報公開
- (4) 利用希望登録者への現地案内
- (5) 不動産業者を通じた交渉・契約
※市は交渉・契約は直接介入いたしません。

★登録にあたっての注意点

- 登録した物件について、市が登録期間中の物件の管理を行うことはありません。
- 登録期間は、登録の申し込みを行った日から2年間。
※期間終了前に市から更新の意向確認の通知を発送します。
- 登記の整理はお済みですか？
特に売買を希望される場合、登録する物件登記の整理が済んでいないと契約がスムーズに進みません。
申し込みの際は、土地及び建物の登記を今一度ご確認ください。

提出先

〒863-8631

熊本県天草市東浜町8番1号

天草市役所 地域振興部 地域政策課 定住促進係 宛

TEL : 0969-27-6000 FAX : 0969-24-2744

Mail : iju@city.amakusa.lg.jp